

岡崎市都市緑化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により市民や事業者が行う優良な緑化事業に対して行う補助金交付に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 市長は、岡崎市の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落にある敷地及び建築物（以下「敷地等」という。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理する敷地等を除く。）において、別表第1に定める緑化事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。ただし、市税を滞納している者には助成金を交付しない。

- 2 緑化事業は、別表第2に定める要件を1つ以上満たしていなければならない。
- 3 緑化事業は、第6条の規定による補助金の交付決定の通知日以降に着手し、かつ、第9条の規定による実績報告の手続きが完了するものでなければならない。
- 4 緑化事業により設置される緑化施設（以下「緑化施設」という。）の管理者（以下「管理者」という。）と補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、同一でなければならない。ただし、管理者と申請者が異なる場合であっても、管理者と申請者の間で、緑化施設の管理義務を管理者が負う旨の取り決めがなされている場合は、管理者と申請者は同一とみなすものとする。
- 5 申請者が、緑化施設の存する敷地等の所有者と異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾を得た上で申請しなければならない。
- 6 緑化工法又は緑化資材の営業を目的とした緑化事業は、補助の対象としない。
- 7 土地又は建物に定着していない移動可能なものによる緑化事業は、補助の対象としない。
- 8 この要綱に基づく補助を受けたことのある敷地等における緑化事業及び国又は他の団体から補助措置を受ける緑化事業は、補助の対象としない。
- 9 水流、池の設置及び植栽した個体の生育の各期間が1年から2年程度しか見込めないもののみによる緑化事業は、補助の対象としない。
- 10 緑化事業を行う敷地等について、他の法令等による緑化義務が存する場合は、その義務の範囲内に限り、補助の対象としない。

(交付対象経費)

第3条 交付対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、樹木に係る経費の限度額は、別表第3のとおりとする。

- (1) 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化又は駐車場緑化の工事に係る経費のうち、植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層含む）及び灌水施設に係る経費。ただし、植栽については植栽した個体の生育期間が1年から2年程度しか見込めないものは除く。
- (2) 生垣設置に係る経費

(3) 第12条に規定する表示板の設置に係る経費

2 前項の規定にかかわらず、交付対象経費には消費税及び地方消費税(以下、消費税等)を含まないものとする。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する申請者にあつては、消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定することができる。

(1) 個人事業者ではない個人

(2) 消費税法における納税義務者とならない事業者

(3) 免税事業者

(4) 簡易課税事業者

(5) 消費税法別表第3に掲げる法人

(6) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

2 敷地等において、別表第1に定める緑化事業を重複して行う場合においては、別表第1に定める額の合計額を補助金の額とする。ただし、その合計額が500万円を超える場合にあっては500万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、事業に着手する前に岡崎市都市緑化推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。ただし、第7号に掲げる書類については申請者が第2条4項ただし書の規定に該当する場合、第8号に掲げる書類については申請者が第2条5項の規定に該当する場合に限る。

(1) 事業計画書(様式第1-2号)

(2) 事業費内訳明細書(様式第1-3号)

(3) 事業費を証明する書類(見積書等)

(4) 事業場所の位置図

(5) 事業に係る図面(計画平面図、緑化工法を記載した図面(断面図等))

(6) 現況写真(助成対象となる緑化工事に関するもの)

(7) 管理誓約書(様式第12号)

(8) 事業実施敷地等所有者の承諾書(様式第13号)

(9) 市税の完納を証する納税証明書(市外在住等の理由で納税証明書の交付が受けられない場合は、納税証明書不添付理由書を提出(様式第14号))

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 補助金の交付の決定及びその通知は、規則第6条及び第7条の規定に基づき、岡崎市都市緑化推進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(事業計画の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた後において、当該補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更をする場合は、岡崎市都市緑化

推進事業費補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に事業の変更内容を記載した書類を添付して、市長に2部提出することにより行うものとする。ただし、交付金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の20パーセント以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とする。
- (2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 補助事業の内容の変更の承認の通知は、岡崎市都市緑化推進事業費補助事業変更承認通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 補助事業の内容を変更する場合において、補助金の交付額は、前条の規定により通知した交付決定金額を上限とする。

（事業の中止又は廃止）

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、岡崎市都市緑化推進事業費補助事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に2部提出しなければならない

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を岡崎市都市緑化推進事業費補助事業中止・廃止承認通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、その事業が完了した日から起算して30日経過した日又は、当該年度の3月15日（土日祝の場合は直前の開庁日）のいずれか早い日までに岡崎市都市緑化推進事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に2部提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8-2号）
- (2) 写真（補助事業の着手前、完了後、表示板が確認できるもの）
- (3) 補助事業に係わる図面（完了平面図、緑化構造図）
- (4) 補助事業費用支払領収書の写し又は、それに類するもの
- (5) その他、市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、書類審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、岡崎市都市緑化推進事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により補助金の額の確定を通知するものとする。

2 前項の通知後、市長は、愛知県知事に事業実績を報告するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は前条の規定する額の確定後、申請者から請求書の提出に基づき交付するものとする。

（表示板の設置）

第12条 補助金の交付を受けた申請者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した補助事業により緑化事業を実施した旨の表示板（様式第7号）を補助事業施行箇所に設置しなければ

ばならない。

（緑化施設の維持管理）

第13条 補助事業者は、事業が完了した後においても、緑化施設の維持管理に努めなければならない。

（状況確認）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた申請者に事前に通告を行った上で、補助事業を施行した敷地等に立ち入り、状況を確認することができる。

2 補助金の交付を受けた申請者は、市長が前条の目的を達成するために必要と認めるときは、規則第9条に基づき、岡崎市都市緑化推進事業費補助対象緑化施設状況報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、速やかに市長に2部提出しなければならない。

（1）事業場所の位置図

（2）状況写真

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、申請者に岡崎市都市緑化推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。

（3）補助を受けた緑化施設を故意に破壊又は緑化施設以外の用途に転用したとき。

（4）申請時に選択した別表第2に定める要件の全てに該当しなくなったとき。

（5）前条第1項の規定による状況確認又は前条第2項の規定による岡崎市都市緑化推進事業費補助金交付対象緑化施設状況報告書の提出を、正当な理由なく拒んだとき。

2 申請者が、補助金の交付を受けた緑化施設を避けがたい特別な事由により除却せざるをえないときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（財産の処分の制限）

第16条 補助金の交付を受けた申請者は、当該補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間を経過した場合は、この限りではない。

2 補助金の交付を受けた申請者が、前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（雑則）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

緑化事業	対象規模	補助金の額
屋上緑化	面積 50平方メートル以上 生垣設置については 延長15メートル以上	交付対象経費の2分の1以下とし、かつ次の各号の条件を満たすこと。ただし、補助金の額は100,000円以上5,000,000円以下とする。（生垣設置については、30,000円以上5,000,000円以下とする。） (1) 屋上緑化又は壁面緑化の場合 それぞれの緑化事業につき緑化対象面積に1平方メートル当たり30,000円を乗じて得た額を上限とする。 (2) 駐車場緑化の場合 緑化対象面積に1平方メートル当たり20,000円を乗じて得た額を上限とする。 (3) 空地緑化の場合 緑化対象面積に1平方メートル当たり15,000円を乗じて得た額を上限とする。 (4) 生垣設置の場合 生垣設置延長に1メートル当たり5,000円を乗じて得た額を上限とする。
壁面緑化		
駐車場緑化		
空地緑化		
生垣設置		

＊ 緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則第9条第1項第1号及び第2号のイ、ロの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

別表第 2

緑化事業	基 準	要 件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記要件のいずれかを満たすこと。	1 道路から眺望できること。 2 不特定の人が立ち入って見ることができること。 3 管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることができること。
生垣設置	右記要件を満たすこと。	植栽の延長の60パーセント以上が公道に面し、1メートル当たり2本以上（樹高0.8メートル以上のもの）植栽されていること。

別表第 3

樹 高	限 度 額
植栽時 4.0 メートル以上	1 本当たり 150,000 円
植栽時 4.0 メートル未満	1 本当たり 60,000 円